

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 手形の不渡りと債権償却特別勘定

Q: 当社の取引先が不渡手形を出しましたが、税務上の取り扱いを教えてください。

A: 1回目の手形の不渡りでは銀行取引の停止にはなりませんし、直ちに倒産、破産というわけではありません。

そこで、税務上は、手形交換所の取引停止処分を受けた場合に、債権の50%まで債権償却特別勘定を設定することを認めています。

### 【解説】

手形の決済は銀行協会によって設けられた手形交換所で行なわれますが、資金不足のために決済できない手形、すなわち不渡手形は、交換所の不渡報告書に記載され、取立依頼者に返還されます。第1回目の掲載後、6カ月以内に第2回目の不渡りを出すと、銀行協会は手形債務者に対して手形交換所の取引停止処分をし、以後2年間の銀行取引を停止します。

手形不渡りの際の債権償却特別勘定の設定の条件は、手形交換所において取引停止処分を受けたことです。この要件を満たせば、税務署長の承認を受けずに、形式的な処理だけで債権額の50%まで損金計上が認められます。

この取扱いには設定時期の特例があり、期末までに取引の停止処分を受けていなくても、同日までに債務者の振り出した手形が不渡りとなり、確定申告書の提出期限までに取引の停止処分を受けたときは、当該期末に債権償却特別勘定への繰り入れをすることができます。

